

HELFECLLOUD 閲覧サービス利用規約

HELFECLLOUD閲覧サービス利用規約(以下「本規約」といいます)は、ウイングアーク1st株式会社(以下「ウイングアーク社」といいます。))が提供するクラウドサービス基盤“VarioCloud”上で株式会社帝国データバンク(以下「TDB」といいます。))が提供する“HELFECLLOUD”のサービス(以下「各サービス」といいます。各サービスを総称して「本サービス」といいます。))をご利用されるお客さまに適用されるものとし、お客さまは、本サービスの利用をお申込みいただいた時点で本規約の内容に同意したものとみなします。なお、本規約の他、本サービスのご利用につき各サービス個別の規約、ガイドライン、ポリシー等(以下「規約等」といいます。))が付加される場合があります。各サービスご利用の際にこれらの規約等についても内容をご確認ください。各サービスをご利用いただいた時点で、お客さまは、これらの規約等の内容についても同意したものとみなします。

第1条(定義)

本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

- ① 「お客さま」とは、本規約を承認のうえ、TDB所定の手続に従い本サービスの利用をお申込みされ、TDBによって日本国内での本サービスの利用を許諾された法人(またはそれに準ずる団体)をいいます。
- ② 「利用ユーザ」とは、お客さまの管理のもと、各サービスを利用するユーザとしてお客さまが設定した個人をいいます。
- ③ 「ユーザアカウント」とは、各サービスを利用するための権利であって、利用ユーザごとに設定されるIDおよびパスワードをいいます。
- ④ 「利用契約」とは、本規約を承認のうえ本サービスのお申込みを行うための利用申込書類(その添付書類を含みます。以下「利用申込書等」といいます。))によって、お客さまとTDBとの間で、本規約に基づく本サービスの提供・利用に関する契約として締結される合意を意味します。
- ⑤ 「サブスクリプション」とは、利用契約に基づき、利用ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる権利を意味します。
- ⑥ 「サービスシステム」とは、主として本サービスの用に供することを目的とした設備で、TDBが設置するものをいいます。
- ⑦ 「情報提供サービス」とは、各サービスの内容の一つであって、TDBまたは他の情報ベンダーから提供される各種の情報(ex.統計データ等を含むがこれに限られない)を閲覧・参照できることを目的としたサービスをいいます。
- ⑧ 「TDBの設備」とは、ウイングアーク社が提供するMotionBoardCloudを基に、TDBが作成するOEMシステムをいいます。ただし、ウイングアーク社のクラウドサーバは含まないものとします。

第2条(契約の成立等)

- 1.お客さまが、利用申込書等により本サービスに申込み(お客さまが本サービス利用開始を希望する日の2週間以上前にお申込みいただく必要があります。)、TDBが当該申込みを承諾のうえお客さまに対して通知したときに、利用契約が成立するものとします。なお、当該お客さまによる申込みからTDBの10営業日以内にTDBからお客さまに対して通知がない場合には当該申込みは拒絶されたものとみなされます。
- 2.本サービスに申込み頂くお客さまは、利用契約を締結する権限を有する一法人(またはそれに準ずる団体)であるものとします。
- 3.お客さまは、利用申込書等について、現在の正確かつ完全な情報を記入するものとし、虚偽の記載を行ってはなりません。また、お客さまは、TDBに対して本サービスの申込みを行った後は、TDBの事前の書面による承諾なく、申込み内容の変更または撤回はできないものとします。また、利用契約成立後においては、第5条第1項で定める契約期間中、お客さまは利用契約を解約できず、

またいかなる作為または不作為にかかわらず、申込みした本サービス(利用ユーザのID数など)を削減できないものとします。

4.TDBは、お客さまによる本サービスの申込みについて、各事項等を確認し審査する場合があります。従って、TDBは必ずしも申込み順に承諾するものではありません。

5.TDBは、各申込みが、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの申込みを承諾しない、または利用契約を解除することができるものとします。なお、次の各号のいずれにも該当しない場合であっても、TDBは、その単独の裁量により、お客さまの申込みを承諾しないことができるものとします。

①不実の内容にて申込みが行なわれた場合。

②当該申込み者が、過去にTDBが提供する各サービスにおいて契約上の義務を怠ったことがある場合または今後も怠るおそれがあるとTDBが判断した場合。

③本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であるとTDBが判断した場合。

④その他TDBが業務の遂行上著しい支障があると判断した場合。

第3条(本サービスの利用)

1. TDBは、お客さまに対し、利用契約及び別途通知する本サービス内容に従い、本サービスを提供します。また、TDBは、本サービスの利用に関する一般的取扱方法や制限(本サービスによりお客さまのデータが保持される最大日数等を含むがこれに限られません)を設け、またこれらを変更することができるものとします。お客さまは、本サービスの利用について、将来提供予定の機能または特徴の提供を条件とするものではなく、また将来提供予定の機能または特徴に関するTDBの口頭または書面による対外的なコメントに依存するものではないことに同意するものとします。

2. TDBは、お客さまに対し、各サービス個別の、利用ユーザのID数に応じてユーザアカウントを発行します。お客さまは、ユーザアカウントを自己の責任において管理するものとし、第三者に譲渡、貸与その他第三者の利用に供し、または、担保に供する等いかなる処分もしてはなりません。また、お客さまのユーザアカウントが第三者に利用されたことによってお客さまが損害を被った場合においても、TDBは一切責任を負わないものとします。

3. 利用契約に別段の定めがない限り、サブスクリプションとして申込みされ、特定された数を超える利用ユーザが本サービスにアクセスすることはできません。サブスクリプションは、特定された利用ユーザのためのものであり、2名以上の利用ユーザによる共有または利用はできませんが、従前の利用ユーザが本サービスを継続的に利用する必要がなくなった場合に、その従前の利用ユーザに代わる新規の利用ユーザに割り当て直すことができます。

4. お客さまは、お客さまおよび利用ユーザが本サービスに保存したすべてのデータおよび情報(以下「保存データ」といいます。)について、バックアップを取っておくなど、TDBの設備の故障その他の理由による保存データの消失に備え、自らの責任と費用で必要な措置をとるものとします。

第4条(利用ユーザ)

1. お客さまは、TDBから発行されたユーザアカウントについて、その数量の範囲内で、利用ユーザに対しユーザアカウントを設定することができます。そして、利用ユーザとしてユーザアカウントの設定された方のみが各サービスを利用できるものとします。ただし、その場合、お客さまが当該利用ユーザに本規約及び規約等の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。利用ユーザが本規約または規約等に違反した場合、TDBは、当該違反をお客さまによる違反とみなすことができるものとします。

2. お客様は、別途TDBが書面で承諾した場合を除き、一つのユーザアカウントを複数人で共有して利用させることはできません。

第5条(サービスの利用開始日／契約期間)

1. 利用契約は、TDBがお客様の利用申込書等による申込みを承諾した時に発効し、利用契約に従って許諾された全てのサブスクリプション及び各サービスが満了、解除または解約により終了するまで存続します。
2. お客様が申込みしたサブスクリプションは、利用契約に定める利用開始日に有効となり、その利用契約に定める契約期間中存続します。利用契約に別段の定めがある場合を除き、全てのサブスクリプションは、何れかの当事者が相手方に対して契約期間が終了する30日前までに書面で更新しない旨の通知をしない限り、1か月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第6条(サービスの利用料金)

1. お客様は、利用契約に従い、利用契約に基づく料金を支払うものとします。なお、料金は本サービスの申込みに基づき発生するものであり、実際の利用に基づくものではありません。また、お客様からTDBに対して支払済みの料金については、事由の如何を問わず返金されないものとします。
2. 利用契約に別段の定めがない限り、TDBがお客様に請求する料金については、当該請求書の発行日の属する月の翌月末を支払期限とします。お客様は、契約期間中は、TDBに対し、完全かつ正確な請求情報及び連絡先情報を提供し保持する責任を負います。
3. TDBが何れかの請求金額を支払期限までに受領しなかった場合には、TDBの判断で、次の何れか、または双方の措置を取ることができます。①当該請求金額に対して、支払期日から支払われる日まで、各月の未払残高に対し年率14.6%の遅延損害金を加算して請求すること。②前項の定めよりも短期の支払条件を、将来のサブスクリプションの更新及び利用契約の条件とすること。
4. お客様とTDBとの間で他の契約(利用契約以外の契約を指します。)が締結されている場合において、お客様が、当該他の契約に基づく金銭債務の履行を30日以上遅滞している場合、TDBは、当該債務が全額支払われるまで、本サービスを停止することができるものとします。
5. TDBはお客様の承諾なく、お客様に対して30日前までに通知を行うことによって、HELFELOUDの利用料金を改定することができます。

第7条(サポート)

TDBは、お客様に対して、TDB所定の方法で本サービスの技術サポート(サポート内容は次の各号の項目に関する技術支援とします)を提供します。なお、お客様は、本サービスの技術的なサポートは、TDBのみに連絡するものとします。

- ① 設定、構成、レポート、ダッシュボード、エラーメッセージ等のトラブルシューティング
- ② 標準のアプリケーション機能の利用

第8条(財産権)

1. サービスシステムに関する著作権その他の知的財産権は、ウイングアーク社またはウイングアーク社にソフトウェア、モジュール等の利用を許諾した第三者(以下「原権利者」といいます。)がこれを保持し、お客様に対して本規約により明確に許諾したものを除くすべての権利は、ウイングアーク社または原権利者に留保されるものとします。
2. 本規約に記載されている「MotionBoard」「HELFELOUD」「VarioCloud」その他のウイングアーク社およびTDBの製品またはサービ

ス等の名称は、ウイングアーク社またはTDBの商標もしくは登録商標です。

第9条(情報提供サービス)

- 1.お客さまは、第11条の制限の下、本サービスで利用する範囲において情報提供サービスを閲覧・参照等することができるものとします。ただし、情報提供サービスに含まれる各種の情報(以下「提供情報」といいます。)の著作権、ノウハウその他一切の知的財産権はTDBまたは当該提供情報の提供元である情報ベンダー(以下「提携ベンダー」といいます。)に留保されるものとし、利用範囲については、第10条(提供情報の利用範囲)に定めるとおりとします。
- 2.情報提供サービスの保証については、第18条(無保証及び免責)に定めるとおりとします。
- 3.情報提供サービスに関して、お客さまが第11条を含め本規約の各条項の一に違反した場合、本規約の別段の定めにかかわらず、TDBはTDBの裁量において、直ちに本サービスの中断・停止または利用契約の解約ができるものとし、かつ、当該違反によりTDBに損害が生じた場合にはお客さまに対して損害賠償を請求できることをお客さまは承諾するものとします。
- 4.お客さまは、TDB所定の動作環境を確認のうえ、お客さまの費用と責任で、HELFELOUDの提供を受けるために必要な端末機器、通信機器、通信ネットワーク環境、その他の設備を設置し、正常に稼働するように維持するものとします。

第10条(提供情報の利用範囲)

- 1.お客さまは、提供情報をお客さまの内部利用(同一法人内の役員・従業員(お客さまが個人事業主である場合には本人および当該事業に従事する従業員。以下併せて「従業者」といいます。)による利用を指します。)のためにのみ使用するものとします。
- 2.お客さまは、HELFELOUDをお客さまの内部利用の限度において以下の方法により使用することができます。

①閲覧

②提供情報の編集・加工

③提供情報の複製(ただし、ダウンロードについては、本サービスでTDBの用意するダウンロード機能の利用に限ります。)

3. お客さまは、前項の規定により編集・加工・複製された提供情報の派生物(以下「加工物」という。)について、著作権、ノウハウその他の知的財産権等すべての権利が、TDBまたは提携ベンダーに留保されていることを承認するものとします。
4. お客さまは、提供情報について、その全部であると一部であることを問わず、次に掲げる行為をしてはなりません(ただし、当該提供情報のうち、提供者からお客さまが個別に承諾を得た情報、またはオープンデータ(内閣が設置する高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が以下資料に定義するもの。以下本項において同じ。

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/data_shishin.pdf)を除きます。)

- ①第三者(お客さまの子会社、関連会社を含みます。以下本項において同様とします。)に開示、漏洩し、または使用させること。
- ②第三者に提供(有償、無償を問いません。)する商品、サービスのために使用すること。
- ③公序良俗に反する目的のために使用すること。
- ④TDBから入手したものであることを第三者に開示すること。

第11条(制限事項)

お客さまは、本規約またはTDBの書面による事前の承諾により明示的に許諾を受けていない限り、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ①本サービスを内部利用以外の目的で利用する行為

- ②本サービスあるいは本規約に基づき付与された権利について、許諾範囲を超えて利用し、もしくは第三者に再許諾する行為、または、本サービスに含まれる情報・コンテンツについて、本サービスでTDBの用意するダウンロード機能がない情報・コンテンツの不正ダウンロード等による不当な複製、改変、第三者への開示、漏洩、再使用(利用)許諾、再販、頒布および譲渡等する行為
- ③提供情報の検索・特定・受領の全部または一部をお客さまの手動以外の方法で実施する行為(当該行為の全部または一部をソフトウェアを使用して自動的に行うことを含みますが、これに限りません。)
- ④本サービスで閲覧および複製(本サービスでTDBの用意するダウンロード機能によるものを含みます。)した情報・コンテンツを蓄積する行為、ならびに、それらを用いて本サービスと類似するサービスまたはシステムを開発する行為、また、それらを第三者に提供する行為
- ⑤インターネット上で本サービスへ「リンク」を貼ること、他のサーバその他のインターネットベースの機器上で本サービスからアクセス可能なコンテンツを「フレーム」することおよび「ミラー」する行為
- ⑥本サービスを改ざんまたは消去し、あるいは本サービスを構成するソフトウェアを変更、改良、解析(リバースエンジニアリングを含む。)、逆アセンブルおよび逆コンパイルする行為
- ⑦他者になりすまして本サービスを利用する行為、あるいはパスワード・マイニングその他の手段により、本サービス、他者のアカウントもしくはコンピュータシステム、または本サービスに接続しているネットワークへ未承認アクセスを試みる行為
- ⑧ウイングアーク社、TDBおよび他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- ⑨ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ⑩TDBまたは第三者の名誉、プライバシー、信用または財産権等の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- ⑪法令、条例等に違反する行為もしくは公序良俗に反する行為
- ⑫ウイングアーク社が定めるユーザマニュアル等の一般的取扱方法またはTDBが通知する本サービスの利用上の制限事項に違反する行為
- ⑬本サービスの運営を妨げる行為
- ⑭本サービスを日本国外で利用する行為
- ⑮前各号の趣旨に照らし、TDBが不相当と判断した行為

第12条(アクセス権)

お客さまは、TDBが技術的な問題の解決のため、またはお客さまからの要望に基づくソリューションを提供するために、お客さまによる所定の手続後、お客さまのユーザアカウントを利用して、本サービス(お客さまのデータを含みますがこれに限られません)にアクセスすることがあることを了解するものとします。

第13条(お客さまのデータの利用等)

1. 利用契約終了日から30日経過後においては、TDBは保存データを保存する義務を負わず、消去もしくは削除する場合があることをお客さまは了解します。
- 2.TDBは、お客さまの承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧の便宜に備えて保存データを任意でバックアップできるものとします。
- 3.TDBは、利用契約終了に伴い、TDBの別途決定する保管期間の経過後、保存データ及びそのバックアップを削除します。TDBは、

利用契約終了後は、保存データ及びそのバックアップについて、保管、削除等に関してお客さままたは第三者に生じた損害につき一切の責任を負いません。

4. TDBは、次の目的に照らし必要があるとTDBが判断した場合を除き、保存データに対し、監視およびアクセスを行うことはありません。

①サービスシステムの安全な運営のため。

②本サービスまたは本サービスのシステム上の問題を防止するため。

③本サービスの技術サポート上の問題に関連してお客さまからTDBに要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため。

④本サービスを構築するため。

5. TDBは、お客さまの承諾を得ることなく、保存データを開示・公開することはありません。ただし、次に掲げる場合に該当するとTDBが判断した場合については、お客さまの承諾なく、全部または一部の保存データを開示・公開することがあります。

①法令に従った要請(捜査関係事項照会書による要請を含む)や法令の手續上必要とされる場合

②TDB、または第三者の権利を保護するために必要な場合

6. 本サービスの一部として、TDBの提携先企業(提携ベンダーその他の本サービスに含まれる情報・コンテンツの提供元である企業等を指しますがこれに限られません。以下「提携先」といいます)のサービス(以下「当該サービス」といいます)と連携する場合があります。お客さまが当該サービスを含む本サービスを利用する場合には、TDBは、次条にかかわらず、当該サービス利用に関するデータ(当該サービスの利用実績を含みますがこれに限られません)を提携先に提供できるものとします。

7. TDBおよびウイングアーク社は、本サービスの提供、品質向上、利用環境の性能向上、お客さまからの問い合わせ対応のため、お客さまのアクセスログを利用することがあります。

第14条(秘密保持)

1. 利用契約において秘密情報とは、一方当事者(以下「開示者」といいます)が、その形態および媒体にかかわらず、相手方(以下「受領者」といいます)に開示するすべての非公開の情報で、開示の形式にかかわらず、秘密と指定されたか、または情報の性質および開示の状況に鑑みて、秘密であると合理的に理解されるべきものをいうものとします。なお、秘密情報には、次の情報が含まれますが、それらに限定されず、かつ次の情報には秘密である旨の指定を要さないものとします。

①利用契約の条件

②開示者の事業、マーケティング計画、テクノロジーおよび技術情報、製品設計、財務情報およびビジネスプロセス

③本サービス

④お客さまのデータ

2. 次に該当する情報は、その該当する範囲内において秘密情報とはみなされないものとします。

①開示者に対する義務の違反なく、公知であるかまたは公知となった情報

②開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、開示者による開示前に受領者が知っていた情報

③開示者に対する義務の違反なく、また秘密情報を参照せずに、受領者が独自に開発した情報

④開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、受領者が第三者から受領した情報

3. 開示者が明示的に書面で別段の同意をした場合を除き、受領者は次の義務を負うものとします。

①利用契約に基づく受領者の義務を履行するために必要な範囲でのみ、開示者の秘密情報を使用すること

- ②開示者の秘密情報を、受領者の取締役、役員、代理人、従業員、再委託業者およびその従業者に対してのみ、受領者が利用契約に基づく義務を履行し、権利を行使するために必要な範囲でのみ開示すること
- ③契約期間中およびその終了後2年間、善良な管理者の注意義務をもって、開示者の秘密情報の秘密性を厳重に保持して、開示者の秘密情報の不正な使用または開示を防止すること
- ④受領者が開示者の秘密情報を開示した者が、上記①、②および③の各号に定める要件および制限事項を遵守し、雇用または秘密情報の受領の条件として、少なくとも利用契約に定めるものと同等に厳格な秘密保持義務に服することを確認すること
4. 前項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、管轄権および権限を有する裁判所または行政機関の有効な命令または適用ある法令により要求された場合には、開示者の秘密情報を開示できるものとします。但し、受領者は、開示者に当該開示について合理的な事前通知(法的に許容される限り)を行い、開示者の要請に基づき、開示者の費用で、開示者を合理的に支援して、開示者の秘密情報の将来の開示若しくは使用を防止し若しくは限定する命令またはその他の救済を得るものとします。
5. 第3項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、開示者の秘密情報を、自己の法律、会計、財務の専門家に対して、真正な法令、会計、税務上の目的に必要な限度で開示できるものとします。但し、開示者は、それらの者が第3項の①、②および③各号に定める要件および制限事項を遵守することを確認するものとします。
6. 各当事者は、個人情報およびプライバシー保護に関する法令を遵守し、また自己の取締役、役員、代理人、従業員、開示者が承認した再委託業者およびその従業者が遵守することを確認するものとします。
7. 各当事者は、受領者が本条の条項の何れかに違反したまたは違反するおそれがある場合には、損害賠償は開示者にとって十分な救済ではないこと、従って、開示者はその他の自己に可能な救済に加えて、当該違反または違反のおそれに対する差止め命令による救済を求める権利を有することを了解し、同意するものとします。
8. 利用契約の満了時、解除時、解約時またはそれ以前の時における開示者の書面による要請に基づくもののほか、受領者は以下の義務を負うこととします。ただし、利用契約の期間満了、解除または解約による本サービスの終了後のお客さまのデータの返還または廃棄に関するTDBの義務については、前条第3項にのみ準拠するものとします。
- ①形態または媒体の如何を問わず、すべての開示者の秘密情報並びに当該秘密情報を含むすべての文書、記録、データおよび資料のすべての原本および複製物で、受領者の所有または管理下にあるものを、開示者の指示に従い、速やかに開示者に引き渡し、もしくは、廃棄または消去するものとします。
- ②受領者が開示者の秘密情報を提供したすべての者に、本項を遵守するよう要請するものとします。

第15条(本サービスの一時中断・停止等)

1. TDBは、次の各号のいずれかに該当する場合その他各号に準ずる状況が認められる場合には、本サービスの全部または一部を一時的に中断もしくは停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。なお、この場合、TDBは、その事由の発生から6時間以上前までに本サービスが停止される時期をお客さまに対し通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない事由の場合はこの限りではないものとします。
- ①本サービス設備の保守・工事等の計画停止またはその他やむを得ない事由がある場合
- ②本サービス設備に障害が発生した場合
- ③電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止した場合
- ④TDBの合理的管理を超える状況(不可抗力、統治行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキその他の労働争議)が発生した場合

⑤TDBの設備に不正アクセス等がなされた場合、または不正アクセス等が行われていると疑われる場合

⑥当該サービスを提供する提携先が別途中断・停止等の事由を定め、当該事由が生じた場合

⑦本サービスの適切な運用をする上でTDBが本サービスの一時中断若しくは停止が必要と判断した場合

2. 前項のほか、TDBは、天災・事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの全部または一部を中断または停止する措置をとることができるものとし、これらに対し何らの責任を負わないものとします。

3. TDBは前二項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をTDBが定める方法でお客さまに通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、TDBはお客さまへ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。

第16条(お客さまの事由による本サービスの中断・停止)

1. TDBは、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合その他次の各号に準ずる状況が認められる場合は、期間を定めてお客さまに対する本サービスの一部または全部の提供を中断または停止できるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。

①本サービスの利用申し込み、その他TDB所定の手続に際して虚偽の事項を申告したことが判明したとき

②第11条(制限事項)のお客さまの義務の規定に違反したとき

③仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき

④公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき

⑤監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき

⑥営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき

⑦支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

⑧前各号に掲げる場合のほか、本規約に違反する行為でTDBの業務の遂行またはTDBのサービスシステムに支障を及ぼすおそれがある行為をしたとTDBが判断したとき、または、お客さまの本サービスの利用態様が、TDBまたは他のお客さまの利益を損なうおそれがあるとTDBが判断し、その利益保全のために他にとり得る効果的な手段がないとき

2. TDBは前項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をTDBが定める方法でお客さまに通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、TDBはお客さまへ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。

3. TDBは前二項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をTDBが定める方法でお客さまに通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、TDBはお客さまへ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。

第17条(お客さまの責任)

1. 本サービスの利用に関連するあらゆる法律、条約、規則、あるいは規制について、お客さまは遵守する責任があるものとします。

2. お客様は、ユーザアカウントの無断使用、もしくは情報セキュリティ違反あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにTDBに連絡するものとします。また、本サービスを構成するソフトウェアやコンテンツ、ドキュメントのコピーや頒布行為あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにそれらの行為を中止させるよう最善を尽くすことに同意するものとします。なお、TDBは、お客様の通信もしくはデータへの第三者による無断アクセスもしくは改変、お客様が本サービス上で送信もしくは受信される情報（TDBが実際に受信したかどうかにかかわらず）、データ、またはお客様が行った本規約の違反に基づく結果について、一切責任を負わないものとします。
3. 利用契約に別途定めがある場合を除き、お客様は、本サービスの利用に関して第三者との間で生じた紛争等は自己の責任と費用において解決し、TDBまたは第三者に迷惑をかけず、何らの損害を与えないものとします。
4. お客様が本規約の各条の一に違反した場合、利用契約に別途定めがある場合に加え、TDBは直ちに本サービスの停止および利用契約の解約ができるものとし、かつ、その結果TDBに損害が生じた場合、TDBはお客様に対して損害賠償を請求できるものとします。

第18条（無保証及び免責）

1. 本サービスは、現状有姿のままで提供されるものであり、お客様は自己の責任において利用するものとします。TDBは、本サービスに関して、商品性、信頼性、適時性、品質、互換性、特定目的への適合性、真実性、常に使用可能であること、正確性および完全性、エラーまたは欠陥が修正されること、利用可能にするサーバにウィルスその他の有害な要素がないこと等について一切保証をいたしません。また、いかなる仕様変更の義務も負いません。
2. インターネットは、インターネットの利用度や電子取引等のデータ通信量などにより、制限されたり、遅れたりすることがあることをお客様は了解するものとします。
3. TDBは、保存データについて、いかなる理由で破損または消失してもお客様または第三者に対して一切の責任を負わないことをお客様は了解するものとします。また、前項による遅延や遅延による保存データの破損または消失等についてもTDBは一切責任を負わないものとします。
4. TDBは、以下の損害については責任を負わないものとします。
- ①天災地変、騒乱、暴動、重大な感染症の流行などの不可抗力に起因してお客様に生じた損害
 - ②TDBの設備に接続するためのインターネット接続サービスの不具合などお客様の通信環境の障害に起因してお客様に生じた損害
 - ③第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因してお客様に生じた損害
 - ④本サービスの提供にあたり用いられているTDBの設備などへの第三者による不正アクセスまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因してお客様に生じた損害
 - ⑤TDBが製造したものではないハードウェアまたはTDBが制作したものではないソフトウェア及びデータベースに起因してお客様に生じた損害
 - ⑥権限のある行政機関等の命令または法令に基づく強制的な処分に起因してお客様に生じた損害
 - ⑦その他TDBの責めに帰すべからざる事由に起因してお客様に生じた損害
5. TDBは、本サービスにおいて、お客様の便宜として、リンクを提供することがあります。TDBは、それによりリンクされるインターネット上のいかなるサイトあるいはサイトから利用可能なコンテンツ、製品その他の内容についても一切責任を負わないものとします。

第19条(責任の限定)

1. いかなる場合も、利用契約に起因しまたは利用契約に関連するTDBの責任の総額は、契約責任、不法行為責任、またはその他の責任理論に基づくものかを問わず、当該TDBの責任の原因となった各サービスの対価としてお客さまが支払った料金の6ヶ月分の金額を超えないものとします。
2. TDBは、お客さまに対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、または間接、特別、偶発的、結果的、補填または懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為またはいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合であっても、責任を負わないものとします。上記の免責は、適用ある法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

第20条(解除)

1. TDBは、お客さまにつき次の各号の事由が生じたときは、何らの通知・催告なく、利用契約を解除することができるものとします。
 - ①本規約の各条項の一に違反し、当該違反を是正するために相当期間を定めた催告後も是正されないとき
 - ②仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき
 - ③公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき
 - ④監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき
 - ⑤営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき
 - ⑥支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - ⑦本規約に著しく違反し、または信頼関係を破壊する行為をしたとき。
2. 前項の解除は、TDBからお客さまに対する損害賠償の請求を妨げません。また、お客さまが前項各号の一に該当した場合、TDBに対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。
3. 第1項に基づき利用契約を解除した場合、TDBは、お客さまから既に受領した本サービスの料金の返還義務を負わないものとします。

第21条(反社会的勢力との関係を理由とする契約解除)

1. お客さまは、TDBに対し、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. TDBは、前項の表明・確約に反して、お客さままたはお客さまの役員もしくはお客さまの従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、利用契約を即時解除することができるものとします。
3. 前条第2項及び第3項の規定は、前項によりTDBが利用契約を解除した場合に準用されるものとします。

第22条(本サービスの終了)

1. お客さまが本規約に違反した場合、TDBは、その裁量により、お客さまのユーザアカウントを無効にし、あるいは本サービスの使用を停止、終了させ、本サービス内のデータの削除および廃棄をすることがあります。
2. TDBは、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
 - ① 廃止日の1か月前までにお客さまに通知した場合
 - ② 天変地異などの不可抗力によって本サービスを提供できなくなった場合
 - ③ TDBとウイングアーク社との本サービスに係る契約が終了した場合。

第23条(お客さまによる補償)

お客さまは、本規約の違反により、あるいはこれと関連してTDBに発生する請求、費用、損害、損失、義務、出費(弁護士費用を含む)について、これを補償し、TDBに損害を生じさせないものとします。

第24条(第三者の権利侵害)

1. 本サービス内容あるいはその利用方法等が第三者の知的財産権その他の権利を侵害または侵害したとして、第三者からお客さまに対して裁判上または裁判外の請求がなされた場合、お客さまは、TDB(およびTDBが指定する第三者)に対して、速やかに当該請求の事実および内容を通知し、当該第三者との交渉または訴訟の遂行に関して実質的な参加の機会およびすべての決定の権限(弁護士等の選任の決定を含むがこれに限られない)を与えるものとします。また、お客さまがTDBにとって必要な協力をすることを条件として、TDBは、自らの費用と責任において当該請求につき解決するものとし、また、これにより生じたお客さまの損害を合理的な範囲で賠償するものとします。
2. 前項の請求原因が、TDBの責に帰すべからざる事由である場合、TDBは、前項の責任を負担しません。

第25条(規約の変更)

TDBは、本規約または本サービスの内容をいつでも変更することができるものとします。本規約または本サービス内容を変更する場合、TDBはお客さまに対して電子メール等の電磁的方法などによる通知(お客さまの管理者宛の通知を含む)後、TDB所定の期間が満了した日の翌日以降にお客さまが本サービスを継続して利用した場合には、当該変更に同意したものとみなされます。

第26条(再委託)

TDBは、本サービス提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、TDBは、自らの責任と負担により再委託し、当該再委託先に本規約に基づく一切の義務を遵守させるものとします。

第27条(フィードバック等)

TDBは、お客さまが、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言またはその他のフィードバックを利用し、

または本サービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有するものとします。

第28条(存続条項)

第8条(財産権)、第11条(制限事項)、第12条(アクセス権)、第13条(お客さまのデータの利用等)、第14条(秘密保持)、第17条(お客さまの責任)、第18条(無保証及び免責)、第19条(責任の限定)、第23条(お客さまによる補償)、第24条(第三者の権利侵害)、第27条(フィードバック等)、第29条(一般条項)は利用契約の期間満了、解除または解約による終了後も存続するものとします。

第29条(一般条項)

1. 本規約は、いかなる法域の抵触法の規定にかかわらず、日本国の法律に準拠するものとします。
2. 本規約または本サービスに関連する一切の紛争、訴訟、請求および訴因については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規約に別段の記載がある場合もしくはお客さまとTDBの両者捺印形式の書面による合意を除き、利用申込書等以外の文書や印刷されたフォームもしくはドキュメントの文字や情報の記載は、本規約の条項、条件に追加および変更を加える効力を有しません。
4. 本規約の条項のいずれかが、管轄を有する裁判所により無効または強制不能と判断された場合には、当該条項は、無効または強制不能とされた条項の意向をできるだけ反映する内容で解釈され、他の条項は有効に存続するものとします。
5. 本規約または本サービスの利用を理由に、お客さまとTDB間のジョイント・ベンチャー、パートナーシップ、雇用および代理店関係が発生するものではありません。また、TDBが本規約の権利および条項を強制しなかった場合でも、TDBが書面によって同意しない限り、当該権利および条項を放棄したことにはなりません。
6. 本規約は、本規約の対象についてのお客さまとTDBの間のすべての合意を構成するものであり、文書、口頭を問わずあらゆる事前および同時の交渉、議論、合意に優先するものとします。
7. お客さまおよびTDBは、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、利用契約により発生する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させてはなりません。
8. お客さまおよびTDBは、本サービスの利用および運用にあたり、日本国の輸出管理に係る法令を遵守するものとします。

以上

2021年4月1日制定

2022年11月1日改定